

令和2年12月  
大東市議会  
定例会議会議案

条例新旧対照表  
(その1)

議案第124号及び議案第125号

印刷物番号

2-63

## も く じ

・議案第124号	大東市長の内部組織の設置及び分掌事務に関する条例-----	2
	(附則改正)	
	大東市都市計画審議会条例-----	8
・議案第125号	大東市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例	
	(附則改正)	
	大東市立野外活動センター条例-----	10
	大東市立総合文化センター条例-----	12
	大東市立文化情報センター条例-----	24
	大東市立生涯学習ルーム条例-----	30
	大東市立生涯学習センター条例-----	36
	大東市体育施設条例-----	40
	大東市文化財保護条例-----	44
	大東市立歴史とスポーツふれあいセンター条例-----	68
	大東市立堂山古墳群史跡広場条例-----	76
	大東市附属機関条例-----	80

議案第124号

大東市長の内部組織の設置及び分掌事務に関する条例

大東市都市計画審議会条例

新

(大東市長の内部組織の設置及び分掌事務に関する条例)

第1条 (略)

(内部組織の設置)

第2条 (略)

(1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) 都市整備部

(8) 産業・文化部

(分掌事務)

第3条 (略)

2 政策推進部の分掌する事務は、次のとおりとする。

(1) 市政の総合企画及び総合調整に関すること。

(2) 総合計画に関すること。

(3) 総合戦略に関すること。

(4) 財政に関すること。

(5) 秘書に関すること。

(6) 栄典及び表彰に関すること。

主要改正点

・機構改革に伴い、当該条文の変更を行ったこと。

新旧対照表

旧

第1条 (略)

(内部組織の設置)

第2条 (略)

(1) (略)

(2) 戦略企画部

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) 街づくり部

(分掌事務)

第3条 (略)

2 戦略企画部の分掌する事務は、次のとおりとする。

(1) 市政の総合企画及び総合調整に関すること。

(2) 総合計画（基本構想及び基本計画に関することに限る。）に関すること。

(3) 総合戦略に関すること。

(4) 秘書に関すること。

(5) 栄典及び表彰に関すること。

(6) 広報及び広聴に関すること。

## 新

- (7) 広報及び広聴に関すること。
- (8) 統計及び調査に関すること。
- (9) 公民連携に関すること。
- (10) 行政改革及び行政経営に関すること。
- (11) 情報化に関すること。
- (12) 行政評価に関すること。
- (13) 新庁舎整備に関すること。

### 3 (略)

(1) ～ (5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

(12) (略)

## 旧

- (7) 統計及び調査に関すること。
- (8) 市の魅力づくり及びシティセールスに関すること。

### 3 政策推進部の分掌する事務は、次のとおりとする。

- (1) 総合計画（実施計画に関することに限る。）に関すること。
- (2) 財政に関すること。
- (3) 産業の振興に関すること。
- (4) 経済の活性化に関すること。
- (5) 労働行政に関すること。
- (6) 公民連携に関すること。
- (7) 行政改革及び行政経営に関すること。
- (8) 新庁舎整備に関すること。
- (9) 情報化に関すること。

### 4 (略)

(1) ～ (5) (略)

(6) 行政評価に関すること。

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

(12) (略)

(13) (略)

## 新

(13) (略)

(14) (略)

4 (略)

5 (略)

6 (略)

7 都市整備部の分掌する事務は、次のとおりとする。

(1) 都市計画に関すること。

(2) 都市政策に関すること。

(3) 龍間地域の整備推進に関すること。

(4) 交通対策及び交通安全施設に関すること。

(5) 開発指導に関すること。

(6) 道路その他土木に関すること。

(7) 自然保護に関すること。

(8) 公園、緑地及び緑化に関すること。

(9) 駅周辺の都市整備に関すること。

(10) 河川等に関すること。

(11) 建築及び住宅管理に関すること。

8 産業・文化部の分掌する事務は、次のとおりとする。

(1) 産業の振興に関すること。

(2) 経済の活性化に関すること。

(3) 労働行政に関すること。

(4) 市の魅力づくり及びシティセールスに関すること。

(5) 生涯学習に関すること。

(6) 文化に関すること（次号に掲げるものを除く。）。

(7) 文化財の保護に関すること。

(8) 青少年の健全な育成に関すること。

(9) スポーツに関すること。

## 旧

(14) (略)

(15) (略)

5 (略)

6 (略)

7 (略)

8 街づくり部の分掌する事務は、次のとおりとする。

(1) 都市計画に関すること。

(2) 都市政策に関すること。

(3) 開発指導に関すること。

(4) 道路その他土木に関すること。

(5) 建築及び住宅管理に関すること。

(6) 自然保護に関すること。

(7) 公園、緑地及び緑化に関すること。

(8) 交通対策及び交通安全施設に関すること。

(9) 龍間地域の整備推進に関すること。

## 新

第4条 (略)

(大東市都市計画審議会条例)

第1条 ～ 第6条 (略)

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、都市整備部において行う。

第8条 (略)

## 旧

(10) 駅周辺の都市整備に関すること。

(11) 河川等に関すること。

第4条 (略)

第1条 ～ 第6条 (略)

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、街づくり部において行う。

第8条 (略)

議案第125号

大東市立野外活動センター条例

大東市立総合文化センター条例

大東市立文化情報センター条例

大東市立生涯学習ルーム条例

大東市立生涯学習センター条例

大東市体育施設条例

大東市文化財保護条例

大東市立歴史とスポーツふれあいセンター条例

大東市立堂山古墳群史跡広場条例

大東市附属機関条例

主要改正点

- ・大東市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定に伴い、関係条例の規定を整理したこと。

新旧対照表

新
(大東市立野外活動センター条例)
第1条 ～ 第3条 (略) (使用時間及び休館日)
第4条 (略)
2 (略)
3 前2項の規定にかかわらず、 <u>市長</u> が必要と認めたときは、使用時間又は休館日を臨時に変更することができる。 (使用期間の制限)
第5条 センターの使用期間は、継続して5日を超えることができない。ただし、 <u>市長</u> が特別の事由があると認めたときは、この限りでない。

旧
第1条 ～ 第3条 (略) (使用時間及び休館日)
第4条 (略)
2 (略)
3 前2項の規定にかかわらず、 <u>大東市教育委員会(以下「委員会」という。)</u> が必要と認めたときは、使用時間又は休館日を臨時に変更することができる。 (使用期間の制限)
第5条 センターの使用期間は、継続して5日を超えることができない。ただし、 <u>委員会</u> が特別の事由があると認めたときは、この限りでない。

## 新

(指定管理者による管理)

第6条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)にセンターの管理を行わせるものとする。

(指定管理者が行うことができる業務の範囲)

第7条 (略)

(1) ～ (4) (略)

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

2 (略)

3 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長が別に定めるところに従いセンターの管理を行わなければならない。

第8条 ～ 第18条 (略)

(使用者の管理義務及び損害賠償)

第19条 (略)

2 (略)

3 使用者が、この条例又はこの条例に基づく規則に違反し、市又は指定管理者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(大東市立総合文化センター条例)

第1条 ～ 第3条 (略)

(開館時間)

第4条 総合文化センターの施設の開館時間は、次のとおりとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、これを変更することができる。

## 旧

(指定管理者による管理)

第6条 委員会は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)にセンターの管理を行わせるものとする。

(指定管理者が行うことができる業務の範囲)

第7条 (略)

(1) ～ (4) (略)

(5) 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める業務

2 (略)

3 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他委員会の定めるところに従いセンターの管理を行わなければならない。

第8条 ～ 第18条 (略)

(使用者の管理義務及び損害賠償)

第19条 (略)

2 (略)

3 使用者が、この条例又はこの条例に基づく規則に違反し、委員会又は指定管理者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、委員会が別に定める。

第1条 ～ 第3条 (略)

(開館時間)

第4条 総合文化センターの施設の開館時間は、次のとおりとする。ただし、大東市教育委員会(以下「委員会」という。)が必要があると認めるときは、これを変更することがで

## 新

表 (略)

(休館日)

第5条 総合文化センターの施設の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

(1) ～ (2) (略)

第6条 (略)

(使用の許可)

第7条 文化ホールを使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

(使用許可の制限)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。

(1) ～ (4) (略)

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるとき。

(使用期間の制限)

第9条 文化ホールを連続して使用できる期間は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める期間を超えることができない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(1) ～ (3) (略)

(使用許可の取消し等)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又はその使用の停止若しくは退去を命ずることができる。

(1) ～ (3) (略)

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が文化ホールの管理上必要があると認めるとき。

2 (略)

(入館の制限)

第11条 使用者は、入館しようとする者又は入館している者が、次条第2項各号のいずれかの行為をしているときは、その入館を拒絶し、又は退館を命じなければならない。

## 旧

きる。

表 (略)

(休館日)

第5条 総合文化センターの施設の休館日は、次のとおりとする。ただし、委員会が必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

(1) ～ (2) (略)

第6条 (略)

(使用の許可)

第7条 文化ホールを使用しようとする者は、委員会の許可を受けなければならない。

(使用許可の制限)

第8条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。

(1) ～ (4) (略)

(5) 前各号に掲げるもののほか、委員会が不相当と認めるとき。

(使用期間の制限)

第9条 文化ホールを連続して使用できる期間は、次の各号の施設の区分に応じ、当該各号に定める期間を超えることができない。ただし、委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(1) ～ (3) (略)

(使用許可の取消し等)

第10条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、若しくは停止し、又は退去を命ずることができる。

(1) ～ (3) (略)

(4) 前3号に掲げるもののほか、委員会が文化ホールの管理上必要があると認めるとき。

2 (略)

(入館の制限)

第11条 使用者は、入館しようとする者又は入館している者が次条のいずれかに該当するときは、その入館を拒絶し、又は退館を命じなければならない。

## 新

2 市長は、使用者が前項に規定する措置を怠っていると認めるときは、使用者にこれを行うよう命じ、又は自らこれを行うことができる。

(使用者等の遵守事項)

第12条 使用者及び入館者は、この条例又はこの条例に基づく規則を遵守し、市長の指示に従わなければならない。

2 (略)

(使用料)

第13条 使用者は、使用の許可を受けたときに別表に定める使用料を納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、後納させることができる。

(使用料の還付)

第14条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

第15条 (略)

(特別設備の設置等)

第16条 使用者は、文化ホールの使用に際し、特別の設備を設け、又は既設の設備に変更を加えようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、文化ホールの管理上必要があるときは、使用者に特別の設備を設けることを命ずることができる。

3 (略)

(原状回復の義務)

第17条 (略)

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、市長においてこれを執行し、その費用を当該使用者から徴収する。

(使用者の管理義務及び損害賠償)

第18条 (略)

2 使用者は、施設又は附属設備その他器具備品等を汚損し、破損し、又は滅失したときは、市長の指示に従い、その損害を賠償しなければならない。

## 旧

2 委員会は、使用者が前項に規定する措置を怠っていると認めるときは、これを行うよう命じ、又は自らこれを行うことができる。

(使用者等の遵守事項)

第12条 使用者及び入館者は、この条例又はこの条例に基づく規則を遵守し、委員会の指示に従わなければならない。

2 (略)

(使用料)

第13条 使用者は、使用の許可を受けたときに別表に定める使用料を納付しなければならない。ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、後納させることができる。

(使用料の還付)

第14条 既納の使用料は、還付しない。ただし、委員会が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

第15条 (略)

(特別設備の設置等)

第16条 使用者は、文化ホールの使用に際し、特別の設備を設け、又は既設の設備に変更を加えようとするときは、あらかじめ委員会の許可を受けなければならない。

2 委員会は、文化ホールの管理上必要があるときは、使用者に特別の設備を命ずることができる。

3 (略)

(原状回復の義務)

第17条 (略)

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、委員会においてこれを執行し、その費用を当該使用者から徴収する。

(使用者の管理義務及び損害賠償)

第18条 (略)

2 使用者は、施設又は附属設備その他器具備品等を汚損し、破損し、又は滅失したときは、委員会の指示に従い、その損害を賠償しなければならない。

## 新

3 (略)

(免責)

第19条 この条例又はこの条例に基づく規則に違反し、処分を受けた使用者の損害については、市長は、一切その責めを負わない。

(指定管理者による管理)

第20条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に文化ホールの管理を行わせることができる。

(指定管理者が行うことができる業務の範囲)

第21条 (略)

(1) ～ (4) (略)

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

2 前項第4号に規定する利用料金は、別表に定める使用料の額を上限として指定管理者があらかじめ市長の承認を得てその額を定めるものとし、当該指定管理者の収入とすることができる。

3 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長が別に定めるところに従い文化ホールの管理を行わなければならない。

4 第4条から第19条まで(第6条及び第15条を除き、第13条及び第14条については、第1項第4号の規定により利用料金の収受を行わせる場合に限る。)及び別表の規定は、前条の規定により文化ホールの管理を指定管理者に行わせる場合について準用する。この場合において、第4条中「市長が必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者が必要があると認めるときは市長の承認を得て」と、第5条中「市長が必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者が必要があると認めるときは市長の承認を得て」と、第7条から第12条までの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第13条(見出しを含む。)及び第14条(見出しを含む。)中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、第16条から第19条までの規定及び別表中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替える

## 旧

3 (略)

(免責)

第19条 この条例又はこの条例に基づく規則に違反し、処分を受けた使用者の損害については、委員会は一切その責めを負わない。

(指定管理者による管理)

第20条 委員会は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に文化ホールの管理を行わせることができる。

(指定管理者が行うことができる業務の範囲)

第21条 (略)

(1) ～ (4) (略)

(5) 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める業務

2 前項第4号に規定する利用料金は、別表に定める利用料金を上限として指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとし、当該指定管理者の収入とすることができる。

3 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他委員会の定めるところに従い文化ホールの管理を行わなければならない。

4 第4条から第19条(第6条及び第15条を除き、第13条及び第14条については、第1項第4号の規定により利用料金の収受を行わせる場合に限る。)まで及び別表の規定は、前条の規定により文化ホールの管理を指定管理者に行わせる場合について準用する。この場合において、第4条中「大東市教育委員会(以下「委員会」という。)が必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者が必要があると認めるときは大東市教育委員会(以下「委員会」という。)の承認を得て」と、第5条中「委員会が必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者が必要があると認めるときは委員会の承認を得て」と、第7条から第12条までの規定中「委員会」とあるのは「指定管理者」と、第13条(見出しを含む。)及び第14条(見出しを含む。)中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「委員会」とあるのは「指定管理者」と、第16条から第19条までの規定及び別表

## 新

ものとする。

第22条 ～ 第22条の2 (略)

(使用期間)

第22条の3 市民ギャラリーの使用期間は、連続して28日を超えることができない。

ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(市民ギャラリーの分割使用)

第22条の4 市民ギャラリーは、原則として、全体を一括して使用するものとする。ただし、分割して使用することに支障がないと市長が認める場合に限り、市民ギャラリーを展示室1、展示室1(半区画)、展示室2及びテラスに分割することができる。

(規定の準用)

第22条の5 (略)

2 前項において準用する第20条及び第21条の規定により指定管理者に市民ギャラリーの管理を行わせる場合は、前2条中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

第23条 ～ 第24条 (略)

(使用期間)

第25条 公民館の使用期間は、連続して5日を超えることができない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(規定の準用)

第26条 公民館について、第7条から第22条まで(第9条を除く。)の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「文化ホール」とあるのは「公民館」と読み替えるものとする。

2 前項の規定により市長は、公民館の使用料を徴収する場合において、法令その他特に必要と認めるときは使用料を減額し、又は免除することができる。

3 第1項において準用する第20条及び第21条の規定により指定管理者に公民館の管理を行わせる場合は、前条及び前項中「市長」とあるのは「指定管理者」と、指定管理

## 旧

中「委員会」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

第22条 ～ 第22条の2 (略)

(使用期間)

第22条の3 市民ギャラリーの使用期間は、連続して28日を超えることができない。

ただし、委員会が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(市民ギャラリーの分割使用)

第22条の4 市民ギャラリーは、原則として、全体を一括して使用するものとする。ただし、分割して使用することに支障がないと委員会が認める場合に限り、市民ギャラリーを展示室1、展示室1(半区画)、展示室2及びテラスに分割することができる。

(規定の準用)

第22条の5 (略)

2 前項において準用する第20条及び第21条の規定により指定管理者に市民ギャラリーの管理を行わせる場合は、第22条の3及び前条中「委員会」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

第23条 ～ 第24条 (略)

(使用期間)

第25条 公民館の使用期間は、連続して5日を超えることができない。ただし、委員会が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(規定の準用)

第26条 公民館について、第7条から第22条(第9条を除く。)までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「文化ホール」とあるのは「公民館」と読み替えるものとする。

2 前項の規定により委員会は、公民館の使用料を徴収する場合において、法令その他特に必要と認めるときは使用料を減額し、又は免除することができる。

3 第1項において準用する第20条及び第21条の規定により指定管理者に公民館の管理を行わせる場合は、前条及び前項中「委員会」とあるのは「指定管理者」と、指定管理

## 新

に利用料金の収受を行わせる場合は、同項中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

(その他施設の使用許可)

第27条 総合文化センターの市長が特に認める施設については、期間その他必要な事項を定め、団体その他の者に使用させることができる。

(駐車場の使用)

第28条 (略)

2 市長は、特別の事由があると認めるときは、前項の使用料の全部又は一部を免除することができる。

3 前2項に定めるもののほか、駐車場の使用について必要な事項は、規則で定める。

(規定の準用)

第29条 (略)

2 前項において準用する第20条及び第21条の規定により指定管理者に駐車場その他の施設の管理を行わせる場合は、前2条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、指定管理者に利用料金の収受を行わせる場合は、前条中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

(委任)

第30条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

別表(第13条、第21条、第28条関係)

使用料

(単位 円)

使用時間 施設の名称等	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで

## 旧

者に利用料金の収受を行わせる場合は、「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

(その他施設の使用許可)

第27条 総合文化センターの委員会が特に認める施設については、期間その他必要な事項を定め、団体その他の者に使用させることができる。

(駐車場の使用)

第28条 (略)

2 委員会は、特別の事由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

3 駐車場の使用時間その他必要な事項は、委員会が別に定める。

(規定の準用)

第29条 (略)

2 前項において準用する第20条及び第21条の規定により指定管理者に駐車場その他の施設の管理を行わせる場合は、第27条及び前条中「委員会」とあるのは「指定管理者」と、指定管理者に利用料金の収受を行わせる場合は、前条中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

(委任)

第30条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、委員会が別に定める。

別表(第13条、第21条、第28条関係)

使用料

(単位 円)

使用時間 施設の名称等	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで

## 新

附属設備等

規則で定める額

備考 (略)

### (大東市立文化情報センター条例)

第1条 ～ 第3条 (略)

(開館時間)

第4条 センターの開館時間は、午前10時から午後9時までとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第5条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

(1) ～ (2) (略)

(3) センターを使用する者がいない日

(使用の許可)

第6条 センターの施設及び附属設備を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、センターの施設及び附属設備について、3時間を単位として使用させることができる。

3 市長は、第1項の許可をする場合に、管理上必要な条件を付することができる。

(使用の制限)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を許可しないことができる。

(1) ～ (4) (略)

## 旧

附属設備等

別に委員会が定める額

備考 (略)

第1条 ～ 第3条 (略)

(開館時間)

第4条 センターの開館時間は、午前10時から午後9時までとする。ただし、大東市教育委員会（以下「委員会」という。）が必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第5条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、委員会が必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

(1) ～ (2) (略)

(3) 委員会が第6条に規定する使用の許可を行っていないとき。

(使用の許可)

第6条 センターの施設及び設備を使用しようとする者は、あらかじめ委員会の許可を受けなければならない。

2 前項の使用は、3時間を単位として使用させることができる。

3 委員会は、第1項の許可をする場合に、管理上必要な条件を付することができる。

(使用の制限)

第7条 委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を許可しないことができる。

(1) ～ (4) (略)

## 新

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長がセンターの管理上支障があると認めるとき。  
(使用許可の取消し等)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、若しくはその使用を制限し、又はその使用の停止若しくは退去を命じることができる。

(1) ～ (4) (略)

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長がセンターの管理上必要があると認めるとき。

2 (略)

(入館の制限)

第8条の2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、入館を拒絶し、又は退館を命じることができる。

(1) ～ (2) (略)

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長がセンターの管理上支障があると認めたとき。

第9条 (略)

(特別設備の設置等)

第9条の2 使用者は、センターの使用に際し、特別の設備を設け、又は既設の設備に変更を加えようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、センターの管理上必要があるときは、使用者に特別の設備の設置を命じることができる。

3 (略)

第10条 (略)

(使用料の返還)

第11条 既納の使用料は、返還しないものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(使用料の減免)

第12条 市長は、公益上その他特別の事由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

第13条 (略)

## 旧

(5) 前各号に掲げるもののほか、委員会がセンターの管理上支障があると認めるとき。  
(使用許可の取消し等)

第8条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又はその使用を制限し、若しくは停止し、又は退去を命じることができる。

(1) ～ (4) (略)

(5) 前各号に掲げるもののほか、委員会がセンターの管理上必要があると認めるとき。

2 (略)

(入館の制限)

第8条の2 委員会は、次のいずれかに該当するときは、入館を拒絶し、又は退館を命じることができる。

(1) ～ (2) (略)

(3) 前2号に掲げるもののほか、委員会がセンターの管理上支障があると認めたとき。

第9条 (略)

(特別設備の設置等)

第9条の2 使用者は、センターの使用に際し、特別の設備を設け、又は既設の設備に変更を加えようとするときは、あらかじめ委員会の許可を受けなければならない。

2 委員会は、センターの管理上必要があるときは、使用者に特別の設備の設置を命じることができる。

3 (略)

第10条 (略)

(使用料の返還)

第11条 既納の使用料は、返還しないものとする。ただし、委員会が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(使用料の減免)

第12条 委員会は、公益上その他特別の事由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

第13条 (略)

## 新

(原状回復の義務)

第14条 (略)

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、市長においてこれを執行し、その費用を使用者から徴収する。

(使用者の管理義務及び損害賠償)

第15条 (略)

2 使用者は、施設又は附属設備その他器具備品等を汚損し、破損し、又は滅失したときは、市長の指示に従い、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

3 (略)

(指定管理者による管理)

第16条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)にセンターの管理を行わせることができる。

2 (略)

(1) ~ (4) (略)

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

3 (略)

4 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長が別に定めるところに従いセンターの管理を行わなければならない。

5 第4条から前条まで(第9条及び第13条を除き、第10条から第12条までについては第2項第4号に規定する利用料金の収受を行わせる場合に限る。)の規定は、第1項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合について準用する。この場合において、第4条中「市長が必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者が必要があると認めるときは、市長の承認を得て」と、第5条中「市長が必要と認めるときは」とあるのは「指定管理者が必要があると認めるときは、市長の承認を得て」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、第6条から第8条の2まで及び第9条の2の規定中「市

## 旧

(原状回復の義務)

第14条 (略)

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、委員会においてこれを執行し、その費用を使用者から徴収する。

(使用者の管理義務及び損害賠償)

第15条 (略)

2 使用者は、施設又は附属設備その他器具備品等を汚損し、破損し、又は滅失したときは、委員会の指示に従い、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

3 (略)

(指定管理者による管理)

第16条 委員会は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)にセンターの管理を行わせることができる。

2 (略)

(1) ~ (4) (略)

(5) 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める業務

3 (略)

4 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他委員会の定めるところに従いセンターの管理を行わなければならない。

5 第4条から前条(第9条及び第13条を除き、第10条から第12条までについては第2項第4号に規定する利用料金の収受を行わせる場合に限る。)までの規定は、第1項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合について準用する。この場合において、第4条中「大東市教育委員会(以下「委員会」という。)が必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者が必要があると認めるときは、大東市教育委員会(以下「委員会」という。)の承認を得て」と、第5条中「委員会が必要と認めるときは」とあるのは「指定管理者が必要があると認めるときは、委員会の承認を得て」と、「委員会」

## 新

長とあるのは「指定管理者」と、第10条（見出しを含む。）中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第11条（見出しを含む。）及び第12条（見出しを含む。）中「使用料」とあるのは「利用料金」と、市長とあるのは「指定管理者」と、第14条第2項及び前条第2項中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

第17条 （略）

（委任）

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

### （大東市立生涯学習ルーム条例）

第1条 ～ 第2条 （略）

（開館時間）

第3条 学習ルームの開館時間は、次のとおりとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、これを変更することができる。

表 （略）

（休館日）

第4条 学習ルームの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

表 （略）

（使用の許可）

第5条 学習ルームを使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可をする場合に、管理上必要な条件を付することができる。

（使用の制限）

## 旧

とあるのは「指定管理者」と、第6条から第8条の2まで及び第9条の2の規定中「委員会」とあるのは「指定管理者」と、第10条（見出しを含む。）中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第11条（見出しを含む。）及び第12条（見出しを含む。）中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「委員会」とあるのは「指定管理者」と、第14条第2項及び第15条第2項中「委員会」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

第17条 （略）

（委任）

第18条 この条例に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、委員会が別に定める。

第1条 ～ 第2条 （略）

（開館時間）

第3条 学習ルームの開館時間は、次のとおりとする。ただし、大東市教育委員会（以下「委員会」という。）が必要があると認めるときは、これを変更することができる。

表 （略）

（休館日）

第4条 学習ルームの休館日は、次のとおりとする。ただし、委員会が必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

表 （略）

（使用の許可）

第5条 学習ルームを使用しようとする者は、あらかじめ委員会の許可を受けなければならない。

2 委員会は、前項の許可をする場合に、管理上必要な条件を付することができる。

（使用の制限）

## 新

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を許可しないことができる。

(1) ～ (4) (略)

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が学習ルームの管理上支障があると認めるとき。  
(使用許可の取消し等)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、若しくはその使用を制限し、又はその使用の停止若しくは退去を命じることができる。

(1) ～ (3) (略)

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が学習ルームの管理上必要があると認めるとき。

2 (略)

(入館の制限)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者については、入館を拒絶し、又は退館を命じることができる。

(1) ～ (2) (略)

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が学習ルームの管理上支障があると認める者

第8条の2 ～ 第9条 (略)

(使用料の返還)

第10条 既納の使用料は、返還しないものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(使用料の減免)

第11条 市長は、公益上その他特別の事由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

第12条 (略)

(特別設備の設置等)

第13条 使用者は、学習ルームの使用に際し、特別の設備を設け、又は既設の設備に変更を加えようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、学習ルームの管理上必要があるときは、使用者に特別の設備の設置を命じる

## 旧

第6条 委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を許可しないことができる。

(1) ～ (4) (略)

(5) 前各号に掲げるもののほか、委員会が学習ルームの管理上支障があると認めるとき。  
(使用許可の取消し等)

第7条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又はその使用を制限し、若しくは停止し、又は退去を命じることができる。

(1) ～ (3) (略)

(4) 前3号に掲げるもののほか、委員会が学習ルームの管理上必要があると認めるとき。

2 (略)

(入館の制限)

第8条 委員会は、次の各号のいずれかに該当する者については、入館を拒絶し、又は退館を命じることができる。

(1) ～ (2) (略)

(3) 前2号に掲げるもののほか、委員会が学習ルームの管理上支障があると認める者

第8条の2 ～ 第9条 (略)

(使用料の返還)

第10条 既納の使用料は、返還しないものとする。ただし、委員会が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(使用料の減免)

第11条 委員会は、公益上その他特別の事由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

第12条 (略)

(特別設備の設置等)

第13条 使用者は、学習ルームの使用に際し、特別の設備を設け、又は既設の設備に変更を加えようとするときは、あらかじめ委員会の許可を受けなければならない。

2 委員会は、学習ルームの管理上必要があるときは、使用者に特別の設備の設置を命じ

## 新

ことができる。

3 (略)

(原状回復の義務)

第14条 (略)

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、市長においてこれを行い、その費用は使用者の負担とする。

(使用者の管理義務及び損害賠償)

第15条 (略)

2 使用者は、施設又は附属設備その他器具備品等を汚損し、破損し、若しくは滅失したとき又は他の者に損害を与えたときは、市長の指示に従いこれを原状に復し、若しくはその損害を受けた者に対して賠償しなければならない。

3 (略)

(指定管理者による管理)

第16条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に各学習ルームの管理を行わせることができる。

2 (略)

(1) ~ (3) (略)

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

3 (略)

4 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長が別に定めるところに従い学習ルームの管理を行わなければならない。

5 第5条から第11条まで(第9条、第10条及び第11条については、第2項第3号に規定する利用料金の収受を行わせる場合に限る。)及び前3条の規定は、第1項の規定により学習ルームの管理を指定管理者に行わせる場合について準用する。この場合において、第5条から第8条までの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第9条(見出しを含む。)中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第10条及び第11条(見出しを

## 旧

ることができる。

3 (略)

(原状回復の義務)

第14条 (略)

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、委員会においてこれを行い、その費用は使用者の負担とする。

(使用者の管理義務及び損害賠償)

第15条 (略)

2 使用者は、施設又は附属設備その他器具備品等を汚損し、破損し、若しくは滅失したとき又は他の者に損害を与えたときは、委員会の指示に従いこれを原状に復し、若しくはその損害を受けた者に対して賠償しなければならない。

3 (略)

(指定管理者による管理)

第16条 委員会は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に各学習ルームの管理を行わせることができる。

2 (略)

(1) ~ (3) (略)

(4) 前3号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める業務

3 (略)

4 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他委員会の定めるところに従い学習ルームの管理を行わなければならない。

5 第5条から第11条(第9条、第10条及び第11条については、第2項第3号に規定する利用料金の収受を行わせる場合に限る。)まで、第13条、第14条及び前条の規定は、第1項の規定により学習ルームの管理を指定管理者に行わせる場合について準用する。この場合において、第5条から第8条までの規定中「委員会」とあるのは「指定管理者」と、第9条(見出しを含む。)中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第10条及

## 新

含む。)中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、第13条第1項及び第2項、第14条第2項並びに前条第2項中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

第17条 (略)

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

別表 (第9条関係)

(単位 円)

(略)

(略)

(略)

(大東市立生涯学習センター条例)

第1条 ～ 第3条 (略)

(指定管理者による管理)

第4条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)にセンターの一部又は全部の管理を行わせるものとする。

(開館時間)

第5条 センターの開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、指定管理者

## 旧

び第11条(見出しを含む。)中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「委員会」とあるのは「指定管理者」と、第13条第1項及び第2項、第14条第2項並びに前条第2項中「委員会」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

第17条 (略)

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、委員会が別に定める。

別表 (第9条、第16条関係)

基本料金表

(単位 円)

(略)

(略)

(略)

第1条 ～ 第3条 (略)

(指定管理者による管理)

第4条 大東市教育委員会(以下「委員会」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)にセンターの一部又は全部の管理を行わせるものとする。

(開館時間)

第5条 センターの開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、指定管理者

## 新

が必要があると認めるときは、市長の承認を得て開館時間を一時的に変更することができる。

(休館日)

第6条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、市長の承認を得てこれを変更し、又は臨時に休館することができる。

(1) ～ (2) (略)

第7条 ～ 第13条 (略)

(使用料の返還)

第14条 既納の使用料は、返還しないものとする。ただし、市長が特別な事由に該当すると認めるときは、規則で定めるところにより、その全部又は一部を返還することができる。

(使用料の減免)

第15条 市長は、公益上その他特別の事由に該当するときは、規則で定めるところにより、使用料の全部又は一部を免除することができる。

第16条 (略)

(原状回復の義務)

第17条 (略)

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、市長においてこれを執行し、その費用を使用者から徴収する。

(使用者の管理義務及び損害賠償)

第18条 (略)

2 (略)

3 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反し、市及び指定管理者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(指定管理者が行うことができる業務の範囲)

第19条 (略)

(1) ～ (4) (略)

## 旧

が必要があると認めるときは、委員会の承認を得て開館時間を一時的に変更することができる。

(休館日)

第6条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、委員会の承認を得てこれを変更し、又は臨時に休館することができる。

(1) ～ (2) (略)

第7条 ～ 第13条 (略)

(使用料の返還)

第14条 既納の使用料は、返還しないものとする。ただし、委員会が特別な事由に該当すると認めるときは、規則で定めるところにより、その全部又は一部を返還することができる。

(使用料の減免)

第15条 委員会は、公益上その他特別の事由に該当するときは、規則で定めるところにより、使用料の全部又は一部を免除することができる。

第16条 (略)

(原状回復の義務)

第17条 (略)

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、委員会においてこれを執行し、その費用を使用者から徴収する。

(使用者の管理義務及び損害賠償)

第18条 (略)

2 (略)

3 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反し、委員会及び指定管理者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(指定管理者が行うことができる業務の範囲)

第19条 (略)

(1) ～ (4) (略)

## 新

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

2 (略)

3 第13条から第15条までの規定は、前項の規定により利用料金の収受に関する業務を指定管理者に行わせる場合について準用する。この場合において、第13条(見出しを含む。)中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「基本使用料」とあるのは「基本利用料金」と、第14条及び第15条(見出しを含む。)中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、別表第1中「基本使用料表」とあるのは「基本利用料金表」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、別表第2中「基本使用料表」とあるのは「基本利用料金表」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

4 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長が別に定めるところに従いセンターの管理を行わなければならない。

第20条 (略)

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

### (大東市体育施設条例)

第1条 ～ 第3条 (略)

(指定管理者による管理)

第4条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に体育施設の管理を行わせるものとする。

(開館及び開場時間並びに使用単位)

第5条 体育施設の開館及び開場時間並びに使用単位(以下「使用単位等」という。)は、

## 旧

(5) 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める業務

2 (略)

3 第13条から第15条までの規定は、前項の規定により利用料金の収受に関する業務を指定管理者に行わせる場合について準用する。この場合において、第13条(見出しを含む。)中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「基本使用料」とあるのは「基本利用料金」と、第14条及び第15条(見出しを含む。)中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「委員会」とあるのは「指定管理者」と、別表第1中「基本使用料表」とあるのは「基本利用料金表」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、別表第2中「基本使用料表」とあるのは「基本利用料金表」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

4 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他委員会の定めるところに従いセンターの管理を行わなければならない。

第20条 (略)

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は委員会が別に定める。

第1条 ～ 第3条 (略)

(指定管理者による管理)

第4条 大東市教育委員会(以下「委員会」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に体育施設の管理を行わせるものとする。

(開館及び開場時間並びに使用単位)

第5条 体育施設の開館及び開場時間並びに使用単位(以下「使用単位等」という。)は、

## 新

別表第2のとおりとする。ただし、指定管理者が必要があると認めるときは、市長の承認を得て使用単位等を臨時に変更することができる。

2 (略)

(休館日等)

第6条 体育施設の休館日又は休場日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。ただし、指定管理者が必要があると認めるときは、市長の承認を得て、臨時に変更することができる。

第7条 ～ 第13条 (略)

(利用料金)

第14条 別表第3に掲げる体育施設の利用者は、使用の許可を受けるとき又は使用の届出を行うときに、同表に定める利用料金を納付しなければならない。ただし、市長又は指定管理者が別に納期を定めたときは、この限りでない。

2 ～ 3 (略)

第15条 ～ 第17条 (略)

(原状回復の義務)

第18条 (略)

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、市長においてこれを執行し、その費用を使用者から徴収する。

(使用者の管理義務及び損害賠償)

第19条 (略)

2 (略)

3 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反し、市及び指定管理者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(指定管理者が行うことができる業務の範囲)

第20条 (略)

(1) ～ (4) (略)

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

## 旧

別表第2のとおりとする。ただし、指定管理者が必要があると認めるときは、委員会の承認を得て使用単位等を臨時に変更することができる。

2 (略)

(休館日等)

第6条 体育施設の休館日又は休場日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。ただし、指定管理者が必要があると認めるときは、委員会の承認を得て、臨時に変更することができる。

第7条 ～ 第13条 (略)

(利用料金)

第14条 別表第3に掲げる体育施設の利用者は、使用の許可を受けるとき又は使用の届出を行うときに、同表に定める利用料金を納付しなければならない。ただし、委員会又は指定管理者が別に納期を定めたときは、この限りでない。

2 ～ 3 (略)

第15条 ～ 第17条 (略)

(原状回復の義務)

第18条 (略)

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、委員会においてこれを執行し、その費用を使用者から徴収する。

(使用者の管理義務及び損害賠償)

第19条 (略)

2 (略)

3 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反し、委員会及び指定管理者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(指定管理者が行うことができる業務の範囲)

第20条 (略)

(1) ～ (4) (略)

(5) 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める業務

## 新

2 (略)

第21条 (略)

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(大東市文化財保護条例)

第1条 ～ 第4条 (略)

(財産権の尊重及び他の公益との調整)

第5条 市長は、この条例の執行に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。

(指定)

第6条 市長は、市の区域内に存する有形文化財（国又は大阪府が指定しているものを除く。）のうち、市にとって重要なものを大東市指定有形文化財（以下「市指定有形文化財」という。）に指定することができる。

2 市長は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、指定しようとする有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者（以下「所有者等」という。）の同意を得なければならない。ただし、所有者等が判明しない場合は、この限りでない。

3 市長は、第1項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、大東市文化財保護審議会（以下「審議会」という。）に諮問しなければならない。

4 ～ 5 (略)

6 市長は、第1項の規定による指定をしたときは、当該市指定有形文化財の所有者等に指定書を交付しなければならない。

(解除)

## 旧

2 (略)

第21条 (略)

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

第1条 ～ 第4条 (略)

(財産権の尊重及び他の公益との調整)

第5条 大東市教育委員会（以下「委員会」という。）は、この条例の執行に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。

(指定)

第6条 委員会は、市の区域内に存する有形文化財（国又は大阪府が指定しているものを除く。）のうち、市にとって重要なものを大東市指定有形文化財（以下「市指定有形文化財」という。）に指定することができる。

2 委員会は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、指定しようとする有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者（以下「所有者等」という。）の同意を得なければならない。ただし、所有者等が判明しない場合は、この限りでない。

3 委員会は、第1項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、大東市文化財保護審議会（以下「審議会」という。）に諮問しなければならない。

4 ～ 5 (略)

6 委員会は、第1項の規定による指定をしたときは、当該市指定有形文化財の所有者等に指定書を交付しなければならない。

(解除)

## 新

第7条 市長は、市指定有形文化財がその価値を失ったときその他特別の事由があるときは、その指定を解除することができる。

2 ～ 3 (略)

4 前項の場合において、市長は、その旨を告示するとともに、当該市指定有形文化財の所有者等に通知しなければならない。

5 第2項において準用する前条第4項の規定による市指定有形文化財の指定の解除の通知を受けたとき又は前項の規定による通知を受けたときは、当該市指定有形文化財の所有者は、速やかに前条第6項に規定する指定書を市長に返納しなければならない。

(所有者の管理義務及び管理責任者)

第8条 市指定有形文化財の所有者は、この条例及び規則並びに市長の指示に従い、市指定有形文化財を管理しなければならない。

2 (略)

3 前項の規定により管理責任者を選任したときは、当該市指定有形文化財の所有者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。管理責任者を変更し、又は解任した場合も同様とする。

4 (略)

(所有者又は管理責任者の変更等の届出)

第9条 市指定有形文化財の所有者の変更があったときは、新所有者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

2 市指定有形文化財の所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(滅失、損傷等の届出)

第10条 市指定有形文化財の全部又は一部が滅失し、若しくは損傷し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、当該市指定有形文化財の所有者又は管理責任者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(所在の変更の届出)

## 旧

第7条 委員会は、市指定有形文化財がその価値を失ったときその他特別の事由があるときは、その指定を解除することができる。

2 ～ 3 (略)

4 前項の場合において、委員会は、その旨を告示するとともに、当該市指定有形文化財の所有者等に通知しなければならない。

5 第2項において準用する前条第4項の規定による市指定有形文化財の指定の解除の通知を受けたとき又は前項の規定による通知を受けたときは、当該市指定有形文化財の所有者は、速やかに前条第6項に規定する指定書を委員会に返納しなければならない。

(所有者の管理義務及び管理責任者)

第8条 市指定有形文化財の所有者は、この条例並びに大東市教育委員会規則(以下「委員会規則」という。)及び委員会の指示に従い、市指定有形文化財を管理しなければならない。

2 (略)

3 前項の規定により管理責任者を選任したときは、当該市指定有形文化財の所有者は、速やかにその旨を委員会に届け出なければならない。管理責任者を変更し、又は解任した場合も同様とする。

4 (略)

(所有者又は管理責任者の変更等の届出)

第9条 市指定有形文化財の所有者の変更があったときは、新所有者は、速やかにその旨を委員会に届け出なければならない。

2 市指定有形文化財の所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、速やかにその旨を委員会に届け出なければならない。

(滅失、損傷等の届出)

第10条 市指定有形文化財の全部又は一部が滅失し、若しくは損傷し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、当該市指定有形文化財の所有者又は管理責任者は、速やかにその旨を委員会に届け出なければならない。

(所在の変更の届出)

## 新

第11条 市指定有形文化財の所在の場所を変更しようとするときは、当該市指定有形文化財の所有者又は管理責任者は、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、規則で定める場合には、届出を要せず、又は所在の場所を変更した後届け出ることをもって足りるものとする。

(所有者による修理)

第12条 (略)

2 所有者は、市指定有形文化財を修理しようとするときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、次条第1項の規定による補助金の交付、第15条第2項の規定による勧告又は第17条第1項の規定による許可を受けて修理を行う場合は、この限りでない。

3 市長は、市指定有形文化財を保護するため必要があると認めるときは、前項の届出に係る修理に関し、技術的な指導又は助言をすることができる。

(管理又は修理の補助等)

第13条 市長は、市指定有形文化財の管理又は修理につき多額の経費を要し、所有者がその負担に堪えることができない場合その他特別の事由がある場合は、その経費の一部に充てさせるため、当該所有者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

2 前項の規定により補助金を交付する場合において、市長は、その補助の条件として管理又は修理に関し必要な事項を指示するとともに、必要があると認めるときは、当該管理又は修理について指揮監督することができる。

(補助金の返還等)

第14条 市長は、前条第1項の規定による補助金の交付を受ける所有者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該補助金の全部若しくは一部を交付せず、又は当該所有者に対し既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

(1) 管理又は修理に関し、この条例又は規則に違反したとき。

(2) ～ (3) (略)

(管理又は修理に関する勧告)

第15条 市長は、市指定有形文化財の管理が適当でないため、当該市指定有形文化財が

## 旧

第11条 市指定有形文化財の所在の場所を変更しようとするときは、当該市指定有形文化財の所有者又は管理責任者は、あらかじめ、その旨を委員会に届け出なければならない。ただし、委員会規則で定める場合には、届出を要せず、又は所在の場所を変更した後届け出ることをもって足りるものとする。

(所有者による修理)

第12条 (略)

2 所有者は、市指定有形文化財を修理しようとするときは、あらかじめ、その旨を委員会に届け出なければならない。ただし、次条第1項の規定による補助金の交付、第15条第2項の規定による勧告又は第17条第1項の規定による許可を受けて修理を行う場合は、この限りでない。

3 委員会は、市指定有形文化財を保護するため必要があると認めるときは、前項の届出に係る修理に関し、技術的な指導又は助言をすることができる。

(管理又は修理の補助等)

第13条 市は、市指定有形文化財の管理又は修理につき多額の経費を要し、所有者がその負担に堪えることができない場合その他特別の事由がある場合は、その経費の一部に充てさせるため、当該所有者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

2 前項の規定により補助金を交付する場合において、委員会は、その補助の条件として管理又は修理に関し必要な事項を指示するとともに、必要があると認めるときは、当該管理又は修理について指揮監督することができる。

(補助金の返還等)

第14条 市は、前条第1項の規定による補助金の交付を受ける所有者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該補助金の全部若しくは一部を交付せず、又は当該所有者に対し既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

(1) 管理又は修理に関し、この条例又は委員会規則に違反したとき。

(2) ～ (3) (略)

(管理又は修理に関する勧告)

第15条 委員会は、市指定有形文化財の管理が適当でないため、当該市指定有形文化財

## 新

滅失し、損傷し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を勧告することができる。

2 市長は、市指定有形文化財が損傷している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、所有者に対し、その修理について必要な勧告をすることができる。

3 市長は、前2項の規定による勧告に基づいて行う措置又は修理のために要する経費の一部に充てるため、当該所有者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

4 (略)

(有償譲渡の場合の納付金)

第16条 市指定有形文化財の修理又は管理に関し必要な措置（以下この条において「修理等」という。）について第13条第1項又は前条第3項の規定により、市長が補助金を交付した市指定有形文化財のその当時における所有者又はその相続人、受遺者若しくは受贈者は、補助に係る修理等が行われた後に当該市指定有形文化財を有償で譲り渡した場合においては、当該補助金の額の合計額から当該修理等が行われた後に当該市指定有形文化財の修理等のために自ら負担した金額を控除して得た金額を市に納付しなければならない。

2 前項に規定する「補助金の額」とは、市長が交付した補助金の額を補助に係る修理等を行った市指定有形文化財につき市長が別に定める耐用年数で除して得た金額に、当該耐用年数から修理等が完了した月から起算して当該市指定有形文化財が譲渡された月の前月までの年数を控除した残余の年数（1年に満たない部分があるときは、これを切り捨てる。）を乗じて得た金額に相当する金額とする。

3 補助に係る修理等が行われた後、当該市指定有形文化財を市に譲り渡した場合その他特別の事由がある場合は、市長は、第1項の規定により納付すべき金額の全部又は一部の納付を免除することができる。

(現状変更等の制限)

第17条 市指定有形文化財の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、市長の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については、維

## 旧

が滅失し、損傷し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を勧告することができる。

2 委員会は、市指定有形文化財が損傷している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、所有者に対し、その修理について必要な勧告をすることができる。

3 市は、前2項の規定による勧告に基づいて行う措置又は修理のために要する経費の一部に充てるため、当該所有者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

4 (略)

(有償譲渡の場合の納付金)

第16条 市指定有形文化財の修理又は管理に関し必要な措置（以下この条において「修理等」という。）について第13条第1項又は前条第3項の規定により、市が補助金を交付した市指定有形文化財のその当時における所有者又はその相続人、受遺者若しくは受贈者は、補助に係る修理等が行われた後に当該市指定有形文化財を有償で譲り渡した場合においては、当該補助金の額の合計額から当該修理等が行われた後に当該市指定有形文化財の修理等のために自ら負担した金額を控除して得た金額を市に納付しなければならない。

2 前項に規定する「補助金の額」とは、市が交付した補助金の額を補助に係る修理等を行った市指定有形文化財につき委員会が定める耐用年数で除して得た金額に、当該耐用年数から修理等が完了した月から起算して当該市指定有形文化財が譲渡された月の前月までの年数を控除した残余の年数（1年に満たない部分があるときは、これを切り捨てる。）を乗じて得た金額に相当する金額とする。

3 補助に係る修理等が行われた後、当該市指定有形文化財を市に譲り渡した場合その他特別の事由がある場合は、市は、第1項の規定により納付すべき金額の全部又は一部の納付を免除することができる。

(現状変更等の制限)

第17条 市指定有形文化財の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については、

## 新

持の措置若しくは非常災害のために必要な応急措置を講じる場合又は保存に影響を及ぼす行為による影響が軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、規則で定める。

3 市長は、第1項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

4 第1項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、市長は、当該許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は当該許可を取り消すことができる。

5 (略)

(公開)

第18条 市長は、市指定有形文化財の所有者に対し、6か月以内の期間を限って市が行う公開の用に供するため、市指定有形文化財を出品することを勧告することができる。

2 市長は、市指定有形文化財の所有者に対し、3か月以内の期間を限って市指定有形文化財の公開を勧告することができる。

3 市長は、前項の規定による公開及び当該公開に係る市指定有形文化財の管理について必要な指示をすることができる。

4 (略)

5 市長は、第1項の規定による市指定有形文化財が出品されたときは、その職員のうちから当該市指定有形文化財の管理を行うべき者を定めなければならない。

6 (略)

(所有者以外の者による公開)

第19条 市指定有形文化財の所有者以外の者が主催する展覧会その他の催しにおいて、市指定有形文化財を公衆の観覧に供しようとするときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、前条第1項の規定による勧告を受けて市指定有形文化財を公開する場合は、この限りでない。

2 市長は、市指定有形文化財を保護するため必要があると認めるときは、前項の規定に

## 旧

維持の措置若しくは非常災害のために必要な応急措置を講じる場合又は保存に影響を及ぼす行為による影響が軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、委員会規則で定める。

3 委員会は、第1項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

4 第1項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、委員会は、当該許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は当該許可を取り消すことができる。

5 (略)

(公開)

第18条 委員会は、市指定有形文化財の所有者に対し、6か月以内の期間を限って委員会が行う公開の用に供するため、市指定有形文化財を出品することを勧告することができる。

2 委員会は、市指定有形文化財の所有者に対し、3か月以内の期間を限って市指定有形文化財の公開を勧告することができる。

3 委員会は、前項の規定による公開及び当該公開に係る市指定有形文化財の管理について必要な指示をすることができる。

4 (略)

5 委員会は、第1項の規定による市指定有形文化財が出品されたときは、委員会の職員のうちから当該市指定有形文化財の管理を行うべき者を定めなければならない。

6 (略)

(所有者以外のものによる公開)

第19条 市指定有形文化財の所有者以外のものが主催する展覧会その他の催しにおいて、市指定有形文化財を公衆の観覧に供しようとするときは、あらかじめ、その旨を委員会に届け出なければならない。ただし、前条第1項の規定による勧告を受けて市指定有形文化財を公開する場合は、この限りでない。

2 委員会は、市指定有形文化財を保護するため必要があると認めるときは、前項の規定

## 新

よる届出に係る公開及び当該公開に係る市指定有形文化財の管理に関し必要な指示をすることができる。

(報告の徴収)

第20条 市長は、必要があると認めるときは、市指定有形文化財の所有者又は管理責任者に対し、市指定有形文化財の現状又は管理若しくは修理の状況につき報告を求めることができる。

(所有者の変更に伴う権利義務等の承継)

第21条 市指定有形文化財の所有者の変更があったときは、新所有者は、当該市指定有形文化財に関し、この条例に基づいて行う市長の勧告、指示その他の処分等の旧所有者の権利義務等を承継する。

2 (略)

(指定及び認定)

第22条 市長は、市の区域内に存する無形文化財（国又は大阪府が指定しているものを除く。）のうち、市にとって重要なものを大東市指定無形文化財（以下「市指定無形文化財」という。）に指定することができる。

2 市長は、前項の規定による指定をしようとするときは、当該無形文化財の保持者又は保持団体（無形文化財を保持する者が主たる構成員となっている団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。）を認定しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による指定又は前項の規定による認定をしようとするときは、あらかじめ、審議会に諮問しなければならない。

4 ～ 5 (略)

6 市長は、第2項の規定による認定をしたときは、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体に認定書を交付しなければならない。

7 市長は、第1項の規定による指定をした後においても、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定するに足りるものがあると認めるときは、そのものを保持者又は保持団体として追加認定することができる。

8 (略)

## 旧

による届出に係る公開及び当該公開に係る市指定有形文化財の管理に関し必要な指示をすることができる。

(報告の徴収)

第20条 委員会は、必要があると認めるときは、市指定有形文化財の所有者又は管理責任者に対し、市指定有形文化財の現状又は管理若しくは修理の状況につき報告を求めることができる。

(所有者の変更に伴う権利義務等の承継)

第21条 市指定有形文化財の所有者の変更があったときは、新所有者は、当該市指定有形文化財に関し、この条例に基づいて行う委員会の勧告、指示その他の処分等の旧所有者の権利義務等を承継する。

2 (略)

(指定及び認定)

第22条 委員会は、市の区域内に存する無形文化財（国又は大阪府が指定しているものを除く。）のうち、市にとって重要なものを大東市指定無形文化財（以下「市指定無形文化財」という。）に指定することができる。

2 委員会は、前項の規定による指定をしようとするときは、当該無形文化財の保持者又は保持団体（無形文化財を保持する者が主たる構成員となっている団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。）を認定しなければならない。

3 委員会は、第1項の規定による指定又は前項の規定による認定をしようとするときは、あらかじめ、審議会に諮問しなければならない。

4 ～ 5 (略)

6 委員会は、第2項の規定による認定をしたときは、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体に認定書を交付しなければならない。

7 委員会は、第1項の規定による指定をした後においても、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定するに足りるものがあると認めるときは、そのものを保持者又は保持団体として追加認定することができる。

8 (略)

## 新

(指定及び認定の解除)

第23条 市長は、市指定無形文化財がその価値を失ったときその他特別の事由があるときは、その指定を解除することができる。

2 市長は、保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなったと認められるとき、保持団体がその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなったと認められるときその他特別の事由があるときは、その認定を解除することができる。

3 ～ 5 (略)

6 前項の場合において、市長は、その旨を告示するとともに、当該市指定無形文化財の保持者として認定されていた者又は保持団体として認定されていた団体の代表者に通知しなければならない。

7 保持者が死亡したとき又は保持団体が解散したとき(消滅したときを含む。以下この条及び次条において同じ。)は、当該保持者又は保持団体の認定は解除されたものとする。この場合において、市長は、その旨を告示しなければならない。

8 保持者の全てが死亡したとき又は保持団体の全てが解散したときは、市指定無形文化財の指定は解除されたものとする。この場合において、市長は、その旨を告示しなければならない。

9 第4項及び第6項の規定による通知を受けたときは、当該市指定無形文化財保持者又は保持団体は速やかに前条第6項に規定する認定書を市長に返納しなければならない。

(保持者等の氏名変更等の届出)

第24条 保持者が氏名若しくは住所を変更し、又は死亡したときその他規則で定める事由があるときは、保持者又はその相続人は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。保持団体が名称、事務所の所在地若しくは代表者を変更し、構成員に異動を生じ、又は解散したときも、代表者(保持団体が解散した場合にあっては、代表者であった者)について、同様とする。

(保存)

第25条 市長は、市指定無形文化財の保存のため必要があると認めるときは、市指定無

## 旧

(指定及び認定の解除)

第23条 委員会は、市指定無形文化財がその価値を失ったときその他特別の事由があるときは、その指定を解除することができる。

2 委員会は、保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなったと認められるとき、保持団体がその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなったと認められるときその他特別の事由があるときは、その認定を解除することができる。

3 ～ 5 (略)

6 前項の場合において、委員会は、その旨を告示するとともに、当該市指定無形文化財の保持者として認定されていた者又は保持団体として認定されていた団体の代表者に通知しなければならない。

7 保持者が死亡したとき又は保持団体が解散したとき(消滅したときを含む。以下この条及び次条において同じ。)は、当該保持者又は保持団体の認定は解除されたものとする。この場合において、委員会は、その旨を告示しなければならない。

8 保持者のすべてが死亡したとき又は保持団体のすべてが解散したときは、市指定無形文化財の指定は解除されたものとする。この場合において、委員会は、その旨を告示しなければならない。

9 第4項及び第6項の規定による通知を受けたときは、当該市指定無形文化財保持者又は保持団体は速やかに前条第6項に規定する認定書を委員会に返納しなければならない。

(保持者等の氏名変更等の届出)

第24条 保持者が氏名若しくは住所を変更し、又は死亡したときその他委員会規則で定める事由があるときは、保持者又はその相続人は、速やかにその旨を委員会に届け出なければならない。保持団体が名称、事務所の所在地若しくは代表者を変更し、構成員に異動を生じ、又は解散したときも、代表者(保持団体が解散した場合にあっては、代表者であった者)について、同様とする。

(保存)

第25条 委員会は、市指定無形文化財の保存のため必要があると認めるときは、市指定

## 新

形文化財について、自ら記録の作成、継承者の養成その他その保存のための適切な措置を執ることができる。

2 市長は、市指定無形文化財の保持者又は保持団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

3 (略)  
(保存に関する助言又は勧告)

第26条 市長は、市指定無形文化財の保持者又は保持団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。

(公開)

第27条 市長は、市指定無形文化財の保持者又は保持団体に対し市指定無形文化財の公開を、市指定無形文化財の記録の所有者に対しその記録の公開を勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による市指定無形文化財の公開及びその記録の公開に関し必要な指示をすることができる。

3 第1項の規定による市指定無形文化財の公開に要する経費は、当該公開を市が行う場合には市の負担とし、その他の場合には予算の範囲内でその全部又は一部を市の負担とすることができる。

4 市長は、第1項の規定による市指定無形文化財の記録の公開に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

5 ~ 6 (略)  
(指定)

第28条 市長は、市の区域内に存する有形の民俗文化財（国又は大阪府が指定しているものを除く。）のうち、市にとって重要なものを大東市指定有形民俗文化財（以下「市指定有形民俗文化財」という。）に、無形の民俗文化財（国又は大阪府が指定しているものを除く。）のうち、市にとって重要なものを大東市指定無形民俗文化財（以下「市指定無形民俗文化財」という。）に指定することができる。

## 旧

無形文化財について、自ら記録の作成、継承者の養成その他その保存のための適切な措置を執ることができる。

2 市は、市指定無形文化財の保持者又は保持団体その他その保存に当たることを適当と認めるものに対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

3 (略)  
(保存に関する助言又は勧告)

第26条 委員会は、市指定無形文化財の保持者又は保持団体その他その保存に当たることを適当と認めるものに対し、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。

(公開)

第27条 委員会は、市指定無形文化財の保持者又は保持団体に対し市指定無形文化財の公開を、市指定無形文化財の記録の所有者に対しその記録の公開を勧告することができる。

2 委員会は、前項の規定による市指定無形文化財の公開及びその記録の公開に関し必要な指示をすることができる。

3 第1項の規定による市指定無形文化財の公開に要する経費は、当該公開を委員会が行う場合には市の負担とし、その他の場合には予算の範囲内でその全部又は一部を市の負担とすることができる。

4 市は、第1項の規定による市指定無形文化財の記録の公開に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

5 ~ 6 (略)  
(指定)

第28条 委員会は、市の区域内に存する有形の民俗文化財（国又は大阪府が指定しているものを除く。）のうち、市にとって重要なものを大東市指定有形民俗文化財（以下「市指定有形民俗文化財」という。）に、無形の民俗文化財（国又は大阪府が指定しているものを除く。）のうち、市にとって重要なものを大東市指定無形民俗文化財（以下「市指定無形民俗文化財」という。）に指定することができる。

## 新

2 ～ 4 (略)  
(解除)

第29条 市長は、市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財がその価値を失ったときその他特別の事由があるときは、その指定を解除することができる。

2 ～ 6 (略)

7 第5項の規定による市指定無形民俗文化財の指定の解除については、市長は、その旨を告示しなければならない。

(市指定有形民俗文化財の現状変更等)

第30条 市指定有形民俗文化財の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、市指定有形民俗文化財の保護上必要があると認めるときは、前項の規定による届出に係る現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

第31条 (略)

(市指定無形民俗文化財の保存)

第32条 市長は、市指定無形民俗文化財の保存のため必要があると認めるときは、市指定無形民俗文化財について、自ら記録の作成その他その保存のための適切な措置を執ることができる。

2 市長は、市指定無形民俗文化財の保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

3 (略)

(市指定無形民俗文化財の保存に関する助言又は勧告)

第33条 市長は、市指定無形民俗文化財の保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。

(市指定無形民俗文化財の記録の公開)

第34条 市長は、市指定無形民俗文化財の記録の所有者に対し、その記録の公開を勧告することができる。

## 旧

2 ～ 4 (略)  
(解除)

第29条 委員会は、市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財がその価値を失ったときその他特別の事由があるときは、その指定を解除することができる。

2 ～ 6 (略)

7 第5項の規定による市指定無形民俗文化財の指定の解除については、委員会は、その旨を告示しなければならない。

(市指定有形民俗文化財の現状変更等)

第30条 市指定有形民俗文化財の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、あらかじめ、その旨を委員会に届け出なければならない。

2 委員会は、市指定有形民俗文化財の保護上必要があると認めるときは、前項の規定による届出に係る現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

第31条 (略)

(市指定無形民俗文化財の保存)

第32条 委員会は、市指定無形民俗文化財の保存のため必要があると認めるときは、市指定無形民俗文化財について、自ら記録の作成その他その保存のための適切な措置を執ることができる。

2 市は、市指定無形民俗文化財の保存に当たることを適当と認めるものに対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

3 (略)

(市指定無形民俗文化財の保存に関する助言又は勧告)

第33条 委員会は、市指定無形民俗文化財の保存に当たることを適当と認めるものに対し、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。

(市指定無形民俗文化財の記録の公開)

第34条 委員会は、市指定無形民俗文化財の記録の所有者に対し、その記録の公開を勧告することができる。

## 新

2 (略)

(市指定無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財の記録作成等)

第35条 市長は、市指定無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財のうち特に必要なものを選択して、自らその記録を作成し、保存し、又は公開することができる。

2 (略)

3 市長は、適当と認める者に対し、当該無形の民俗文化財の公開又はその記録の作成、保存若しくは公開に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

4 (略)

(指定)

第36条 市長は、市の区域内に存する記念物(国又は大阪府が指定しているものを除く。)のうち、市にとって重要なものを大東市指定史跡、大東市指定名勝又は大東市指定天然記念物(以下「市指定史跡名勝天然記念物」という。)に指定することができる。

2 (略)

(解除)

第37条 市長は、市指定史跡名勝天然記念物はその価値を失ったときその他特別の事由があるときは、その指定を解除することができる。

2 ~ 3 (略)

(所有者による管理及び復旧)

第38条 市指定史跡名勝天然記念物の所有者は、この条例及び規則並びに市長の指示に従い、当該市指定史跡名勝天然記念物の管理及び復旧に当たるものとする。

2 ~ 3 (略)

(土地の所在等の異動の届出)

第39条 市指定史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があったときは、所有者又は管理責任者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

第40条 (略)

(現状変更等の制限)

## 旧

2 (略)

(市指定無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財の記録作成等)

第35条 委員会は、市指定無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財のうち特に必要なものを選択して、自らその記録を作成し、保存し、又は公開することができる。

2 (略)

3 市は、適当と認める者に対し、当該無形の民俗文化財の公開又はその記録の作成、保存若しくは公開に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

4 (略)

(指定)

第36条 委員会は、市の区域内に存する記念物(国又は大阪府が指定しているものを除く。)のうち、市にとって重要なものを大東市指定史跡、大東市指定名勝又は大東市指定天然記念物(以下「市指定史跡名勝天然記念物」という。)に指定することができる。

2 (略)

(解除)

第37条 委員会は、市指定史跡名勝天然記念物はその価値を失ったときその他特別の事由があるときは、その指定を解除することができる。

2 ~ 3 (略)

(所有者による管理及び復旧)

第38条 市指定史跡名勝天然記念物の所有者は、この条例並びに委員会規則及び委員会の指示に従い、当該市指定史跡名勝天然記念物の管理及び復旧に当たるものとする。

2 ~ 3 (略)

(土地の所在等の異動の届出)

第39条 市指定史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があったときは、所有者又は管理責任者は、速やかにその旨を委員会に届け出なければならない。

第40条 (略)

(現状変更等の制限)

## 新

第41条 市指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、市長の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については、維持の措置若しくは非常災害のために必要な応急措置を執る場合又は保存に影響を及ぼす行為については影響が軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、規則で定める。

3 (略)

4 第1項の許可を受けず、又は前項で準用する第17条第3項の規定による許可の条件に従わないで、市指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、市長は、当該市指定史跡名勝天然記念物の原状回復を命じることができる。この場合において、市長は、当該原状回復に関し必要な指示をすることができる。

第42条 (略)

(埋蔵文化財の保護)

第43条 市長は、市の区域内に存する法に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地の周知徹底を図り、土木工事等によって当該周知の埋蔵文化財包蔵地が損傷し、又は出土遺物が散逸しないよう、所有者その他の関係者に適切な指導又は助言を行い、その防止に努めなければならない。

2 (略)

3 何人も、市が行う埋蔵文化財の発掘調査、試掘調査その他の保護措置に協力するよう努めなければならない。

(選定)

第44条 市長は、市の区域内に存する伝統的な技術又は技能のうち、第2章から第5章までの規定により指定された文化財の保存のために欠くことのできないもの（国又は大阪府が選定しているものを除く。）で、保存の措置を講じる必要があるものを大東市選定保存技術（以下「市選定保存技術」という。）に選定することができる。

2 市長は、前項の規定による選定をしようとするときは、当該市選定保存技術の保持者（以下この章において「保持者」という。）又はその保存団体（市選定保存技術を保存す

## 旧

第41条 市指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については、維持の措置若しくは非常災害のために必要な応急措置を執る場合又は保存に影響を及ぼす行為については影響が軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、委員会規則で定める。

3 (略)

4 第1項の許可を受けず、又は前項で準用する第17条第3項の規定による許可の条件に従わないで、市指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、委員会は、当該市指定史跡名勝天然記念物の原状回復を命じることができる。この場合において、委員会は、当該原状回復に関し必要な指示をすることができる。

第42条 (略)

(埋蔵文化財の保護)

第43条 委員会は、市の区域内に存する法に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地の周知徹底を図り、土木工事等によって当該周知の埋蔵文化財包蔵地が損傷し、又は出土遺物が散逸しないよう、所有者その他の関係者に適切な指導又は助言を行い、その防止に努めなければならない。

2 (略)

3 何人も、委員会が行う埋蔵文化財の発掘調査、試掘調査その他の保護措置に協力するよう努めなければならない。

(選定)

第44条 委員会は、市の区域内に存する伝統的な技術又は技能のうち、第2章から第5章までの規定により指定された文化財の保存のために欠くことのできないもの（国又は大阪府が選定しているものを除く。）で、保存の措置を講じる必要があるものを大東市選定保存技術（以下「市選定保存技術」という。）に選定することができる。

2 委員会は、前項の規定による選定をしようとするときは、当該市選定保存技術の保持者（以下この章において「保持者」という。）又はその保存団体（市選定保存技術を保存

## 新

ることを主たる目的とする団体で代表者又は管理人の定めのある者をいう。以下この章において「保存団体」という。)を認定しなければならない。

3 ～ 4 (略)

(解除)

第45条 市長は、市選定保存技術について、保存の措置を講じる必要がなくなったときその他特別の事由があるときは、その選定を解除することができる。

2 市長は、保持者が心身の故障のため保持者として適切でなくなったと認められるとき、保存団体が保存団体として適当でなくなったと認められるときその他特別の事由があるときは、その認定を解除することができる。

3 ～ 4 (略)

5 前条第2項の規定による認定が保持者のみについてなされた場合において当該保持者が全て死亡したとき、同項の規定による認定が保存団体のみについてなされた場合において当該保存団体が全て解散したとき(消滅したときを含む。以下この項において同じ。)又は同項の認定が当該保持者と保存団体とを併せてなされた場合においては保持者の全てが死亡し、かつ、保存団体の全てが解散したときは、市選定保存技術の選定は解除されたものとする。この場合において、市長は、その旨を告示しなければならない。

6 (略)

第46条 (略)

(保存に関する指導又は助言)

第47条 市長は、市選定保存技術の保持者又は保存団体その他の保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な指導又は助言をすることができる。

(設置)

第48条 文化財に関する市長の諮問に応じるため、法の規定に基づき審議会を設置する。

2 (略)

3 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

## 旧

ることを主たる目的とする団体で代表者又は管理人の定めのあるものをいう。以下この章において「保存団体」という。)を認定しなければならない。

3 ～ 4 (略)

(解除)

第45条 委員会は、市選定保存技術について、保存の措置を講じる必要がなくなったときその他特別の事由があるときは、その選定を解除することができる。

2 委員会は、保持者が心身の故障のため保持者として適切でなくなったと認められるとき、保存団体が保存団体として適当でなくなったと認められるときその他特別の事由があるときは、その認定を解除することができる。

3 ～ 4 (略)

5 前条第2項の規定による認定が保持者のみについてなされた場合において当該保持者がすべて死亡したとき、同項の規定による認定が保存団体のみについてなされた場合において当該保存団体がすべて解散したとき(消滅したときを含む。以下この項において同じ。)又は同項の認定が当該保持者と保存団体とを併せてなされた場合においては保持者のすべてが死亡し、かつ、保存団体のすべてが解散したときは、市選定保存技術の選定は解除されたものとする。この場合において、委員会は、その旨を告示しなければならない。

6 (略)

第46条 (略)

(保存に関する指導又は助言)

第47条 委員会は、市選定保存技術の保持者又は保存団体その他の保存に当たることを適当と認めるものに対し、その保存のため必要な指導又は助言をすることができる。

(設置)

第48条 文化財に関する委員会の諮問に応じるため、法の規定に基づき審議会を設置する。

2 (略)

3 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員会規則で定める。

## 新

(標識等の設置)

第49条 市長は、市指定有形文化財、市指定有形民俗文化財、市指定史跡名勝天然記念物のうち、市民の観覧のため必要があると認めるものについては、当該市指定の文化財の所有者等の同意を得て、標識又は説明板を設置することができる。

(委任)

第50条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第51条 (略)

第52条 第17条又は第41条の規定に違反して、市長の許可を受けず、又はその許可の条件に従わないで、市指定有形文化財又は市指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は市長の現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかった者は、30,000円以下の罰金又は科料に処する。

第53条 (略)

(大東市立歴史とスポーツふれあいセンター条例)

第1条 ～ 第3条 (略)

(開館時間)

第4条 ふれあいセンターの施設の開館時間は、次のとおりとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、これを変更することができる。

表 (略)

(休館日)

第5条 ふれあいセンターの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

## 旧

(標識等の設置)

第49条 委員会は、市指定有形文化財、市指定有形民俗文化財、市指定史跡名勝天然記念物のうち、市民の観覧のため必要があると認めるものについては、当該市指定の文化財の所有者等の同意を得て、標識又は説明板を設置することができる。

(委任)

第50条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

第51条 (略)

第52条 第17条又は第41条の規定に違反して、委員会の許可を受けず、又はその許可の条件に従わないで、市指定有形文化財又は市指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は委員会の現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかった者は、30,000円以下の罰金又は科料に処する。

第53条 (略)

第1条 ～ 第3条 (略)

(開館時間)

第4条 ふれあいセンターの施設の開館時間は、次のとおりとする。ただし、大東市教育委員会 (以下「委員会」という。)が必要があると認めるときは、これを変更することができる。

表 (略)

(休館日)

第5条 ふれあいセンターの休館日は、次のとおりとする。ただし、委員会が必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

## 新

(1) ～ (2) (略)

(指定管理者による管理)

第6条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)にふれあいセンターの管理を行わせるものとする。

(指定管理者が行うことができる業務の範囲)

第7条 (略)

(1) ～ (4) (略)

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

2 (略)

3 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長が別に定めるところに従いふれあいセンターの管理を行わなければならない。

第8条 (略)

(入館の制限)

第9条 (略)

(1) (略)

(2) 第20条第1項各号のいずれかに該当するとき。

(3) (略)

第10条 ～ 第15条 (略)

(使用区分)

第16条 体育館施設等の使用区分は、別表第1のとおりとする。ただし、指定管理者が必要があると認めるときは、市長の承認を得て使用区分を臨時に変更することができる。

2 (略)

第17条 (略)

(使用の届出)

第18条 前条の規定にかかわらず、指定管理者は、使用の許可のない時間帯においては、当該時間帯内で使用しようとする者から届出を受けることにより、体育館施設等のうち、

## 旧

(1) ～ (2) (略)

(指定管理者による管理)

第6条 委員会は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)にふれあいセンターの管理を行わせるものとする。

(指定管理者が行うことができる業務の範囲)

第7条 (略)

(1) ～ (4) (略)

(5) 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める業務

2 (略)

3 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他委員会の定めるところに従いふれあいセンターの管理を行わなければならない。

第8条 (略)

(入館の制限)

第9条 (略)

(1) (略)

(2) 第20条各号のいずれかに該当するとき。

(3) (略)

第10条 ～ 第15条 (略)

(使用区分)

第16条 体育館施設等の使用区分は、別表第1のとおりとする。ただし、指定管理者が必要があると認めるときは、委員会の承認を得て使用区分を臨時に変更することができる。

2 (略)

第17条 (略)

(使用の届出)

第18条 前条の規定にかかわらず、指定管理者は、使用の許可のない時間帯においては、当該時間帯内で使用しようとする者から届出を受けることにより、体育館を使用させる

## 新

体育館を使用させることができる。

2 前項の場合における体育館の使用についての利用料金は、無料とする。

3 前2項に定めるもののほか、第1項の場合における体育館の使用に関し必要な事項は、規則で定める。

第19条 ～ 第21条 (略)

(利用料金)

第22条 体育館施設等の使用者は、使用の許可を受けるときに、別表第1に定める利用料金を納付しなければならない。ただし、市長又は指定管理者が別に納期を定めたときは、この限りでない。

2 (略)

第23条 ～ 第25条 (略)

(原状回復の義務)

第26条 (略)

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、市長又は指定管理者においてこれを執行し、その費用を使用者から徴収する。

第27条 ～ 第29条 (略)

(規定の準用)

第30条 グラウンドについて、第16条から第27条までの規定を準用する。この場合において、第16条第1項及び第17条第1項中「体育館施設等」とあるのは「グラウンド施設等」と、第18条第1項中「体育館施設等のうち、体育館」とあるのは「グラウンド施設等のうち、グラウンド」と、同条第2項及び第3項中「体育館」とあるのは「グラウンド」と、第19条第2号、第21条第1項及び第2項、第22条第1項、第25条並びに第27条第1項及び第2項中「体育館施設等」とあるのは「グラウンド施設等」と読

## 旧

ことができる。

2 前項の場合における体育館の使用については、次に掲げるとおりとする。

(1) 利用料金は、無料とする。

(2) 附属設備の使用はできない。

(3) 前2号に掲げるもののほか、使用可能な時間帯その他必要な事項は、委員会が別に定める。

第19条 ～ 第21条 (略)

(利用料金)

第22条 体育館施設等の使用者は、使用の許可を受けるときに、別表第1に定める利用料金を納付しなければならない。ただし、委員会又は指定管理者が別に納期を定めたときは、この限りでない。

2 (略)

第23条 ～ 第25条 (略)

(原状回復の義務)

第26条 (略)

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、委員会又は指定管理者においてこれを執行し、その費用を使用者から徴収する。

第27条 ～ 第29条 (略)

(規定の準用)

第30条 グラウンドについて、第16条から第27条までの規定を準用する。この場合において、第16条第1項及び第17条第1項中「体育館施設等」とあるのは「グラウンド施設等」と、第18条中「体育館」とあるのは「グラウンド」と、第19条第2号、第21条第1項及び第2項、第22条第1項、第25条並びに第27条第1項及び第2項中「体育館施設等」とあるのは「グラウンド施設等」と読み替えるものとする。

## 新

み替えるものとする。

第31条 ～ 第35条 (略)

(駐車場の使用)

第36条 (略)

2 (略)

3 前2項に定めるもののほか、駐車場の使用について必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第37条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

別表第1 (第7条、第16条、第22条、第31条、第32条、第36条関係)

(1) 大東市立四条体育館

使用区分	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分
	午前9時から 正午まで	正午から午後 3時まで	午後3時から 午後6時まで	午後6時から 午後9時まで
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
附属設備	<u>規則で定める額</u>			

備考 (略)

(2) 大東市立四条グラウンド

ア 通常の使用時間帯

使用区分	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分	第6区分
	午前9時 から午前 11時まで	午前11時 から午後 1時まで	午後1時 から午後 3時まで	午後3時 から午後 5時まで	午後5時 から午後 7時まで	午後7時 から午後 9時まで
附属設備	<u>規則で定める額</u>					

イ 特例時間帯

## 旧

第31条 ～ 第35条 (略)

(駐車場の使用)

第36条 (略)

2 (略)

3 駐車場の使用方法その他必要な事項は、委員会が別に定める。

(委任)

第37条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、委員会  
が別に定める。

別表第1 (第7条、第16条、第22条、第31条、第32条、第36条関係)

(1) 大東市立四条体育館

使用区分	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分
	午前9時から 正午まで	正午から午後 3時まで	午後3時から 午後6時まで	午後6時から 午後9時まで
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
附属設備	<u>別に委員会 が定める額</u>			

備考 (略)

(2) 大東市立四条グラウンド

ア 通常の使用時間帯

使用区分	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分	第6区分
	午前9時 から午前 11時まで	午前11時 から午後 1時まで	午後1時 から午後 3時まで	午後3時 から午後 5時まで	午後5時 から午後 7時まで	午後7時 から午後 9時まで
附属設備	<u>別に委員会 が定める額</u>					

イ 特例時間帯

## 新

使用区分	早朝第1区分	早朝第2区分	早朝第3区分	夜間区分
	午前6時から 午前9時まで	午前7時から 午前9時まで	午前8時から 午前9時まで	午後9時から 午後10時まで
(空欄)				
附属設備	<u>規則</u> で定める額			

備考 (略)

### (3) 大東市立ふれあいルーム

使用区分 利用料金	午前区分	午後区分	夜間区分
	午前9時から正午 まで	午後1時から午後 5時まで	午後6時から午後 9時まで
(空欄)			
附属設備	<u>規則</u> で定める額		

備考 (略)

### (4) (略)

別表第2 (略)

### (大東市立堂山古墳群史跡広場条例)

第1条 ~ 第2条 (略)

(開場時間)

第3条 堂山史跡広場の開場時間は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(1) ~ (2) (略)

(休場日)

第4条 堂山史跡広場の休場日は、12月29日から翌年1月3日までとする。ただし、市

## 旧

使用区分	早朝第1区分	早朝第2区分	早朝第3区分	夜間区分
	午前6時から 午前9時まで	午前7時から 午前9時まで	午前8時から 午前9時まで	午後9時から 午後10時まで
(空欄)				
附属設備	<u>別に委員会</u> が定める額			

備考 (略)

### (3) 大東市立ふれあいルーム

使用区分 利用料金	午前区分	午後区分	夜間区分
	午前9時から正午 まで	午後1時から午後 5時まで	午後6時から午後 9時まで
(空欄)			
附属設備	<u>別に委員会</u> が定める額		

備考 (略)

### (4) (略)

別表第2 (略)

第1条 ~ 第2条 (略)

(開場時間)

第3条 堂山史跡広場の開場時間は、次のとおりとする。ただし、大東市教育委員会（以下「委員会」という。）が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(1) ~ (2) (略)

(休場日)

第4条 堂山史跡広場の休場日は、12月29日から翌年1月3日までとする。ただし、委

## 新

長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休場することができる。

(禁止行為)

第5条 堂山史跡広場の利用においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、市長が第7条第1項の規定による許可をしたときは、この限りでない。

(1) ～ (9) (略)

(入場の制限)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、堂山史跡広場への入場を拒絶し、又は退去を命じることができる。

(1) ～ (5) (略)

(禁止行為の許可等)

第7条 市長は、第5条各号に掲げる行為（以下「禁止行為等」という。）が、堂山史跡広場の管理上支障がないと認める場合で、かつ、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益にならず、又はその利益になるおそれがないと認める場合に限り、当該行為を許可することができる。この場合において、必要に応じ、条件を付することができる。

2 市長は、前項の許可を受けた者が虚偽の申請により当該許可を受けたとき、又は予期しない理由により管理上支障の発生するおそれのあるときは、当該許可を取り消し、又は当該許可に付した条件を変更することができる。

3 (略)

(損害賠償)

第8条 堂山史跡広場の土地の形質を変更し、設備、備品、竹木その他の物件を損傷若しくは滅失し、又は不要物を遺棄した者は、これを原状に回復するとともに損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第9条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に堂山史跡広場の管理を行わせることができる。

## 旧

員会が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休場することができる。

(禁止行為)

第5条 堂山史跡広場の利用においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、委員会が第7条第1項の規定による許可をしたときは、この限りでない。

(1) ～ (9) (略)

(入場の制限)

第6条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、堂山史跡広場への入場を拒絶し、又は退去を命じることができる。

(1) ～ (5) (略)

(禁止行為の許可等)

第7条 委員会は、第5条各号に掲げる行為（以下「禁止行為等」という。）が、堂山史跡広場の管理上支障がないと認める場合で、かつ、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益にならず、又はその利益になるおそれがないと認める場合に限り、当該行為を許可することができる。この場合において、必要に応じ、条件を付することができる。

2 委員会は、前項の許可を受けた者が虚偽の申請により当該許可を受けたとき、又は予期しない理由により管理上支障の発生するおそれのあるときは、当該許可を取り消し、又は当該許可に付した条件を変更することができる。

3 (略)

(損害賠償)

第8条 堂山史跡広場の土地の形質を変更し、設備、備品、竹木その他の物件を損傷若しくは滅失し、又は不要物を遺棄した者は、これを原状に回復するとともに損害を賠償しなければならない。ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第9条 委員会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に堂山史跡広場の管理を行わせることができる。

## 新

- 2 (略)
- (1) ～ (2) (略)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務
- 3 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長が別に定めるところに従い堂山史跡広場の管理を行わなければならない。
- 4 第3条から第7条までの規定は、第1項の規定により堂山史跡広場の管理を指定管理者に行わせる場合について準用する。この場合において、第3条中「市長が必要と認めるときは」とあるのは「指定管理者が必要と認めるときは市長の承認を得て」と、第4条中「市長が必要と認めるときは」とあるのは「指定管理者が必要と認めるときは市長の承認を得て」と、第5条から第7条第2項までの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

第10条 (略)  
(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(大東市附属機関条例)

本則 (略)

別表 (第2条関係)

附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担任する事務	委員の定数
市長			

## 旧

- 2 (略)
- (1) ～ (2) (略)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める業務
- 3 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他委員会の定めるところに従い堂山史跡広場の管理を行わなければならない。
- 4 第3条から第7条までの規定は、第1項の規定により堂山史跡広場の管理を指定管理者に行わせる場合について準用する。この場合において、第3条中「大東市教育委員会(以下「委員会」という。)が必要と認めるときは」とあるのは「指定管理者が必要と認めるときは大東市教育委員会(以下「委員会」という。)の承認を得て」と、第4条中「委員会が必要と認めるときは」とあるのは「指定管理者が必要と認めるときは委員会の承認を得て」と、第5条から第7条第2項までの規定中「委員会」とあるのは「指定管理者」と、第7条第3項中「委員会」とあるのは「委員会及び指定管理者」と読み替えるものとする。

第10条 (略)  
(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、委員会が別に定める。

本則 (略)

別表 (第2条関係)

附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担任する事務	委員の定数
市長			

新

	大東市青少年問題協議会	(略)	(略)
	<u>大東市飯盛城跡の調査研究に関する専門委員会</u>	<u>飯盛城跡の調査、保存、整備、活用等についての調査審議に関する事務</u>	<u>5人以内</u>
教育委員会			
	大東市教育ビジョン策定委員会	(略)	(略)

旧

	大東市青少年問題協議会	(略)	(略)
教育委員会			
	大東市教育ビジョン策定委員会	(略)	(略)
	<u>大東市飯盛城跡の調査研究に関する専門委員会</u>	<u>飯盛城跡の調査、保存、整備、活用等についての調査審議に関する事務</u>	<u>5人以内</u>